

2019年11月22日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「温暖化対策株式オープン〈愛称：グリーン・プラネット〉」の
繰上償還（予定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「温暖化対策株式オープン〈愛称：グリーン・プラネット〉」（以下「本件ファンド」といいます。）は、2020年2月6日（木）をもちまして繰上償還を実施させていただく予定です。

この繰上償還につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条に基づいて、異議申立の受付を行います。（くわしくは、次頁以降をご参照ください。）

また、本件ファンドが繰上償還となった場合、本件ファンドの主要投資対象である「地球温暖化対策株式オープン マザーファンド」につきましても信託約款の規定にしたがって、繰上償還となりますこと、あわせてご承知おきください。

本お知らせの趣旨についてご理解を賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、本繰上償還にご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

2007年8月31日に設定いたしました本件ファンドは、受益権の口数が、投資信託約款第52条第2項に定める信託契約解約の判断基準である口数を下回っております。

今後、本件ファンドの受益権口数の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が困難となることも懸念されます。弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者さまにとって有利であると判断いたしました。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 本件ファンドの繰上償還にかかるお手続き

本件ファンドの繰上償還（以下「本繰上償還」といいます。）の異議申立の対象者は、2019年11月22日（金）時点の受益者さま（2019年11月20日（水）の購入申込者を含みます。）となります。

本繰上償還にご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。
なお、本繰上償還にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。くわしくは、次頁以降の《異議申立・買取請求のお手続き》をご参照ください。

3. 繰上償還決定から償還までの運用について

当該償還の日までの運用におきましては、繰上償還（信託終了）に向けて、組入資産の売却を行い資金化をはかってまいります。繰上償還決定から償還まで基準価額は変動いたしますが、売却完了後は、基準価額は投資対象資産の変動を反映しなくなりますので、ご注意ください。

4. 一部解約のお申込みに関する留意点

他の受益者のみなさまの一部解約の状況により、最後の受益者さまとなった場合は、一部解約のお申込みであった場合でも、繰上償還によるご換金となります。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 一部解約には信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.3%）がかかりますのでご注意ください。

《異議申立・買取請求のお手続き》

1. 異議申立とは

本繰上償還にあたっては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条に基づいて、本繰上償還にご異議のある受益者さまは、異議申立を行うことができます。

本繰上償還に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

○今後の日程

日付	内容	詳細
2019年11月22日(金)	公告日(電子公告)	
2019年11月22日(金) ↓ (異議申立期間) ↓ 2019年12月24日(火)	①異議申立	異議申立の受付期間中に、『必要記載事項』をご記入いただいた書類を提出することにより、本繰上償還に関するご異議を申立てることができます。 ※お手続きの詳細は次頁以降をご覧ください。
2019年12月25日(水)	②繰上償還可否決定	異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、公告日時点の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、本件ファンドの繰上償還実施を決定いたします。
2020年1月9日(木) ↓ (買取請求期間) ↓ 2020年1月28日(火)	③買取請求	②で本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。
2020年2月4日(火)	④申込(購入・解約)受付最終日 [※]	<u>※販売会社によっては申込受付最終日より前に申込(購入・解約)受付を中止する場合があります。</u> ※午後3時まで受付可能です。
2020年2月6日(木)	繰上償還日(予定)	②で本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施いたします。

※本件ファンドが繰上償還となる場合、本件ファンドの主要投資対象である「地球温暖化対策株式オープン マザーファンド」につきましても信託約款の規定にしたがって、2020年2月5日(水)付けで繰上償還となりますこと、あわせてご承知おきください。

2. 異議申立のお手続き

a. 本件ファンドの繰上償還に対してご異議のない受益者さま
⇒お手続きの必要はございません。

b. 異議申立のお手続き

2019年11月22日(金)時点の受益者さまは、異議申立の受付期間中(2019年11月22日(金)～2019年12月24日(火))に、弊社に対して本状に同封いたしました「異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書」(以下「異議申立書」といいます。)により、本繰上償還に関する異議を申し立てることができます。

本繰上償還に対してご異議のある受益者さまは、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、弊社宛(住所は以下【宛先】をご参照ください。)にご郵送ください。(2019年12月24日(火)弊社到着分までを有効とさせていただきます。返信用封筒をご希望の方は、0120-548066にご連絡ください(土日祝日を除く9時～17時。)

【受益者さまにご記入いただく内容】

- ① お名前
- ② ご住所
- ③ ご連絡先電話番号(日中ご連絡先)
- ④ ご購入の販売会社名・お取引店名・口座番号
- ⑤ (当該個人情報提供に同意いただける場合)同意欄に○印を記入
- ⑥ 記入日

【宛先】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 繰上償還担当宛

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。また、異議申立を行った受益者さまの受益権口数等の確認のため、弊社からご購入の販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おきください。

※この異議申立書にて知り得た個人情報は、本件以外には使用いたしません。

3. 繰上償還正式決定

異議申立を行った受益者さまの受益権の口数の合計が、公告日時点の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、2020年2月6日（木）に本件ファンドの繰上償還を実施します。

なお、異議申立を行った受益者さまの受益権の口数の合計が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本件ファンドの繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨およびその理由を、異議申立の受付期間終了後に、電子公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者のみなさまに対してご購入の販売会社を通して交付します。

4. 買取請求のお手続き

＜買取請求＞

本件ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立をされた受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2の規定に基づいて、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

なお、異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求しなければいけないものではありません。また、繰上償還まで引き続き保有していただくことも、通常通り換金していただくこともできます。

※本書に記載の「買取請求」とは、本繰上償還に異議申立を行った受益者さまのみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

※異議申立の有無にかかわらず、ご購入の販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。(解約申込受付最終日は2020年2月4日（火）です。(※販売会社によっては当該日より前に解約申込受付を中止する場合があります。)なお、解約申込受付は午後3時までとなります。)

(ご留意点)

買取請求においては、諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございますのであらかじめご了承ください。また、繰上償還に対して反対した受益者さまでも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った後は、換金請求を行えませんのでご留意ください。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-548066**

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

「異議申立」手続きの流れ

